

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社B（以下「事業場」という。）に1年契約の準社員として採用され、経理営業事務等に従事していたところ、平成〇年〇月末頃か同年〇月上旬頃に声が出なくなり、その後不眠等の症状が出現したとして、同年〇月〇日にCクリニックに受診し、「うつ状態」と診断された。

請求人は、入社当初からの上司、同僚による嫌がらせ等により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「精神障害等専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月末頃か同年〇月上旬頃に声が出なくなり思うように喋れない症状を自覚するも、症状が悪化し不眠症状が現出するに至り、同年〇月〇日にCクリニックD医師（以下「D医師」という。）に受診し、請求人に出現した入眠困難等の身体的症状、不安感及び抑うつ感の精神病的症状の出現を認め『適応障害』と診断された。以上の経緯から、請求人の症状が顕在化した平成〇年〇月上旬頃、ICD-10診断ガイドラインに照らし、『F43 適応障害』を発病したものと判断する。」と述べており、当審査会としても、請求人の申述、D医師の意見等から、精神障害等専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。決定書理由第2の1に説示する「判断の要件」に同じ。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した精神障害の業務起因性について検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について、請求人は、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は主張しておらず、また、当審査会としても同出来事に該当する「心理的負荷が極度のもの」、「極度の長時間労働」は認められないものと判断し、請求人の主張する出来事について、以下のとおり検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月にICレコーダーの件をE事務員が事業場に報告

したことをもって、E事務員からパワハラがあった旨主張している。

請求人が作成した平成〇年〇月〇日付け報告書によると、平成〇年〇月〇日「事務所でF所長、G所長にE事務員のパワハラ報告書を手渡し説明する。」と記載されているが、それ以降は、平成〇年〇月〇日「午前中、F所長からI Cレコーダー録音を誰に話したかと聞かれ、E（事務員）さんとの話だったことと答えた。」などと記載されているものの、請求人がE事務員からいじめ等を受けたとする具体的出来事は一切記載されていない。また、請求人は、「E（事務員）さんからのパワハラもHさんが（平成〇年）〇月に転勤になったことにより、直接話す相手が居なくなったためか少しは減ったが、電話で他の営業所の人と、『仕事も出来ないのに未だ辞めないで』と話していた。しかし、これは請求人のことを言っていたかは不明です。」、「平成〇年〇月頃、E（事務員）さんが事故に遭ってケガをした。事故のことをE（事務員）さんが話をしてくれるので、請求人はE（事務員）さんと仲良くやっていきたいと思い、話をしていた。」などと申述している。その後、E事務員も請求人が発病する2か月前の平成〇年〇月〇日に転勤している。

当審査会としては、請求人がF所長、G所長に提出したとされる「E事務員のパワハラ報告書」には、E事務員の請求人以外の者に対する発言などが含まれており、前記報告書の平成〇年〇月〇日以降の記述には、いじめやパワハラに関する具体的なものは客観的にみられないことから、E事務員の請求人に対するいじめ等に継続性はなく、少なくとも請求人が発病に至るまでの6か月間にいじめ等は行われていないものと判断する。また、I Cレコーダーの件も、E事務員が事業場に報告したものとは確認されていない上に、もし報告すれば依頼したE事務員自身の責任等も問題とされることからすると、請求人の憶測にすぎないものとも判断され、請求人の主張は認められない。なお、仮に、E事務員がI Cレコーダーの件を事業場に報告したとして、請求人がそのことで不快感を覚えたとしても、認定基準の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に当てはめたその心理的負荷の総合評価は「弱」程度と判断する。

イ 請求人は、正社員登用を巡って上司とトラブルがあった旨主張している。

請求人は、平成〇年〇月〇日に面接を受けた際に、正社員登用があることを確認し、採用時からF所長に正社員の希望を伝えている旨申述している。

その後、請求人及び事業場関係者の申述等から、請求人が系列会社を含め正社員になる機会の話として、平成〇年〇月下旬、同年〇月及び平成〇年〇月に事業場（B）、平成〇年〇月にH、平成〇年〇月中旬にIと数度認められるものの、請求人が準社員就業規則で定められた正社員採用のための選考試験を受けるなどの対応を図った事実は認められない。

当審査会としては、請求人が結果的に正社員に登用されなかったことは、請求人自身の対応や事情等にも原因があるにもかかわらず、上司の対応に全て責任を押しつけていることがうかがえるものの、一方で上司の対応にも請求人に対して正社員採用に関する適切な指示を欠いていた点が認められることから、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ評価すると、その心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

- (4) 以上、検討した結果、請求人の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事は、仮に当てはめた具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の心理的負荷の総合評価が「弱」で、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」の心理的負荷の総合評価が「中」であることから、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

なお、審査官は、上司とのトラブルに後続する出来事を具体的出来事「退職を強要された」に類推し、その心理的負荷の総合評価を「弱」としたうえで、請求人の心理的負荷の全体評価に影響しないと説示しているが、当審査会としても、実際に退職勧奨は行われていないことから、審査官の評価は妥当なものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人は、認定基準の対象疾病である精神障害を発病していたものと判断されるが、請求人の業務による心理的負荷の評価は「強」に至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。